

田村駅周辺整備基本構想策定懇話会開催要領

(趣旨)

第1条 この要領は、田村駅周辺整備基本構想策定のため、田村駅周辺整備基本構想策定懇話会（以下「懇話会」という。）を開催することに関し必要な事項を定めるものとする。

(意見等を求める事項)

第2条 懇話会において意見又は助言を求める事項は、次のとおりとする。

- (1) 田村駅周辺整備基本構想の検討
- (2) その他田村駅周辺整備基本構想の策定に関し市長が意見を求める必要があると認める事項

(参加者)

第3条 市長は、次に掲げる者のうちから、懇話会への参加を求めるものとする。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体を代表する者又は関係団体の推薦を受けた者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他市長が必要と認める者

(運営)

第4条 懇話会の参加者は、その互選により懇話会を進行する座長を定めるものとする。

- 2 市長は、必要があると認めるときは、懇話会に関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(開催期間)

第5条 懇話会の開催期間は、田村駅周辺整備基本構想の策定が完了するまでとする。

(庶務)

第6条 懇話会の庶務は、都市建設部都市計画課において処理する。

(補則)

第7条 この要領に定めるもののほか、懇話会に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要領は、平成27年10月1日から施行する。